

殿

宮城県大河原地方振興事務所長
(公印省略)

貸出公用車等貸出許可書

年 月 日付けで申請のあった貸出公用車等の貸出については、燃料電池自動車等の貸出に関する要綱第9条第2項の規定により、下記の許可条件を付して許可します。

記

貸出許可日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分から 年 月 日 () 午前・午後 時 分まで			
貸出許可車両等 及びその台数	台	トヨタ自動車 MIRAI (青)	ZBA-JPD10	宮城330に4020
	台	トヨタ自動車 MIRAI (青)	ZBA-JPD20	宮城330ぬ4020
	台	外部給電器 本田技研工業 POWER EXPORTER 9000		
貸出内容	使用目的 行き先 運転者	} 貸出許可申請書のとおり		
貸出許可条件	1 貸出許可申請書の「使用上の誓約」を遵守すること。 2 貸出公用車等の使用前に、車両の安全点検を行った上で運転すること。 3 許可内容に変更を生じたとき又は貸出を中止するときは、速やかに申し出ること。 4 災害等により、貸出公用車等を公用又は公共用に供する必要があるときは、許可を取り消す場合があります。 5 運行上その他の事情で貸出公用車等に支障が生じたときは、許可の日時等を変更し、又は許可を取り消すことがあります。 6 許可した期間内に必ず返却すること。			

担当